

「避難行動要支援者名簿」を 提供しています

本市では高齢者や障がいがある人など災害時に自力で避難することが難しい人の避難を支援するため、「避難行動要支援者」の名簿を作成しています。日頃の声掛け等の見守り避難支援などに活用していただくため、地域への情報提供に同意された人の名簿を、町内会や民生委員など地域の避難支援等関係者に提供しています。

避難行動要支援者とは

在宅で次のいずれかに該当する人

- ・要介護認定3～5を受けている人
- ・一人暮らしの高齢者(65歳以上)または高齢者だけの世帯の一員で要介護認定1、2を受けている人
- ・身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受け、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいまたは呼吸器機能障がいのある人
- ・療育手帳A、A1またはA2を所持する人
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級または2級を所持する人
- ・特定疾患医療受給者証所持者のうち人工呼吸器などを使用している人
- ・本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ・従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている人
- ・その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

名簿に記載する情報

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、避難支援等を必要とする理由(介護認定区分、障がい種別など)

避難行動要支援者の皆さんへ
名簿を町内会などの関係者に提供するためには本人の同意が必要です。新たに避難行動要支援者の対象となる人には随時通知書を送付しますので、提供の同意などについて返信用封筒で郵送してください。ご協力をよろしくお願いいたします。

☎保健福祉政策課 ☎ 24-1111

インフルエンザの感染予防

インフルエンザは感染した人の咳やくしゃみのしぶきを口や鼻から吸い込んだり、ウイルスが付着したドアノブなどに触れたりすることで感染します。次のことを心掛け、早期予防に努めましょう。

予防接種を受けましょう

予防接種は感染後に発症する可能性を減らし、発症した場合の重症化防止に効果があります。免疫ができるまでに時間がかかるため、流行する1カ月前(10～12月)に受けましょう。高齢者や子どもの予防接種費用の助成など、詳しくは市ホームページ、広報させば10月号折り込みチラシをご覧ください。

手洗いを習慣にしましょう

外出先から帰宅したときは石けんなどで手を洗い、ウイルスを除去しましょう。

咳エチケットを心掛けましょう

咳やくしゃみが出るときは、他の人にうつさないようにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合はティッシュなどで口や鼻を押さえ、他の人から顔を背けて1m以上離れましょう。また鼻汁や痰などを含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てましょう。

適度な湿度を保ちましょう

空気が乾燥するとのどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

☎健康づくり課 ☎ 24-1111

風しん抗体検査を開始

ことし全国的に流行している「風しん」は妊娠20週ごろまでの妊婦が風しんウイルスに感染すると、生まれてくる子どもの目や耳、心臓などに影響がでる場合があります。風しんに対する抗体があるかを検査し、必要がある場合はワクチンを接種しましょう。

日時 毎月第3水曜 ※14時～16時。

場所 中央保健福祉センター

対象 市内在住で次の要件を満たす人

- ・妊娠を希望している女性や夫、パートナーなど
- ・風しん抗体価が低い妊婦の夫、パートナー、同居者など

料金 無料 **申込** 電話で健康づくり課へ

※過去に同検査を受けた人や既往歴がある人などは除く。

☎健康づくり課 ☎ 24-1111

市営バス廃止に伴う 定期券類の販売期限や有効期間など

市営バスは来年3月23日(土)に運行を終了します。3月24日(日)以降の乗車券などの使用や新規・継続購入の取り扱い扱いは次のとおりとなりますのでご注意ください。

定期券

新規・継続分は現状どおり販売します。来年3月24日(日)以降の使用方法は購入時に個別にお知らせします。

回数券(紙券)

来年3月23日(土)まで使用できます。レモンチケットはすでに廃止していますので使用できません。

1日乗車券

12月31日(月)まで使用できます。払い戻しはできません。

おでかけ定期・大学生定期

現在お持ちの人は来年3月23日(土)まで使用できますが、3月24日(日)以降の日付となっている券面については経過日数に応じて払い戻しができます。

敬老・福祉パス、スマートカード回数券

今後も引き続き使用できます。

※詳しくは交通局業務課または販売窓口にお尋ねください。

☎交通局業務課 ☎ 25-5111

市職員採用試験の実施

試験職種 ①事務職(身体障がい者) ②保健師

採用人数 ①②とも若干名

試験日 1月20日(日)

試験会場 佐世保市役所

受付期間 12月3日(月)～12月21日(金)

- 受験資格**
- ①次の要件を全て満たす人(学歴は問いません)
 - ・昭和34年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
 - ・申込日現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ②昭和54年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を持つ人

試験案内、申込書の配布場所

市役所本庁舎・中央保健福祉センター玄関案内、職員課、各支所、宇久行政センター
※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。



☎職員課 ☎ 24-1111

年末のごみの持ち込みは計画的に

年末はクリーンセンターへのごみの持ち込みが集中しますので、計画的な排出にご協力をお願いします。また、臨時ごみステーションを設置しますのでご利用ください。

臨時のごみステーションを設置します

環境センター(稲荷町・競輪場横)に臨時のごみステーションを設置し、家庭から出たごみを受け入れます。

設置期間 12月29日(土)、30日(日)9時～16時

対象 ①燃やせるごみ②燃やせないごみ③資源物

※事業活動によって出たごみは持ち込めません。

※①②は指定袋に、③と紙おむつ、落ち葉などは透明か半透明の袋に入れてください。

※せん定枝は80cm以下に切り、ひもで縛って透明か半透明の袋に入れて出してください。

※ごみの出し方は通常のごみステーションと同じです。詳しくはお尋ねください。

小型家電(10品目)を資源物として回収します
～都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト～
環境センターの臨時ごみステーションで家庭から出た小型家電を回収します。回収した家電は東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルの原材料に活用されます。

回収品目

- ①電話(スマートフォン等含む)
- ②カメラ
- ③ビデオカメラ
- ④ラジオ
- ⑤携帯型音楽プレイヤー
- ⑥電子辞書
- ⑦携帯型DVDプレイヤー
- ⑧電卓
- ⑨ビデオ(DVD・ブルーレイ)デッキ
- ⑩ゲーム機(携帯型・据置型)

※個人情報には必ず消し、透明か半透明の袋に入れてください。
※充電器、リモコンなどの付属品も対象です(電池、カード類は取り外してください)。

☎環境政策課 ☎ 31-6520